

IP通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス）【現改比較表】

2021年11月10日現在

～2021年12月9日

2021年12月10日～

目次（略）

第1章～第5章（略）

第6章 料金等の支払義務

（定額利用料等の支払義務）

第40条 共通編第29条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にとっては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にとっては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約（第2種契約者に係る者に限りません。以下、本条において同じとします。）、タイプ3に係る第1種ドットフォン契約又はタイプ6に係る第3種ドットフォン契約に係るときを除いて、1か月間とします。ただし、タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回（2回以上）行われた際は1か月間とさせていただく場合があります。）について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第1表（料

目次（略）

第1章～第5章（略）

第6章 料金等の支払義務

（定額利用料等の支払義務）

第40条（略）

～2021年12月9日	2021年12月10日～
<p>金)に規定するドットフォン契約に係る利用料金(ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。)の支払いを要します。</p> <p>ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりドットフォンサービスを利用することのできない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、ドットフォン契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第41条～第42条の2 (略)</p> <p>第7章～別記 (略)</p>	<p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりドットフォンサービスを利用することのできない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、ドットフォン契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。<u>ただし、共通編第24条(利用停止)第2項の規定に該当する場合は、この限りでありませぬ。この場合において利用を停止した日をドットフォン契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)、利用の停止を解除した日をドットフォンサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)とみなして取扱います。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第41条～第42条の2 (略)</p> <p>第7章～別記 (略)</p>

～2021年12月9日

2021年12月10日～

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用 (略)

1-2 料金額

1-2-1～1-2-3 (略)

1-2-4 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記17の(4)のイの [\(ア\) 及び](#) (イ) に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

(イ)～(オ) (略)

イ (略)

1-2-5 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用 (略)

1-2 料金額

1-2-1～1-2-3 (略)

1-2-4 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記17の(4)のイの (イ) に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

(イ)～(オ) (略)

イ (略)

1-2-5 (略)

～2021年12月9日

2021年12月10日～

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用 (略)

2-2 料金額

2-2-1～2-2-3 (略)

2-2-4 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記 17 の (4) のイの (ア) 及び (イ) に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.8円)

(イ)～(オ) (略)

イ (略)

2-2-5 (略)

3 第3種ドットフォン契約に係るもの

3-1 適用 (略)

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用 (略)

2-2 料金額

2-2-1～2-2-3 (略)

2-2-4 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記 17 の (4) のイの (イ) に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.8円)

(イ)～(オ) (略)

イ (略)

2-2-5 (略)

3 第3種ドットフォン契約に係るもの

3-1 適用 (略)

～2021年12月9日

2021年12月10日～

3-2 料金額

3-2-1～3-2-3 (略)

3-2-4 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記 17 の (4) のイの (ア) 及び (イ) に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

備考 タイプ6に係わるものについては、共通編別記 17の(4)のイの(ア)に係わるものについては上記ダイヤルアウト通話料を適用しません。

(イ)～(オ) (略)

イ (略)

3-2-5 (略)

第2 (略)

第2表～第3表 (略)

3-2 料金額

3-2-1～3-2-3 (略)

3-2-4 ダイヤルアウト通話料

ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記 17 の (4) のイの (イ) に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.8円)

(イ)～(オ) (略)

イ (略)

3-2-5 (略)

第2 (略)

第2表～第3表 (略)